

岩手県監査委員告示第 11 号

監査委員が保有する行政文書の管理に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 19 年 3 月 30 日

岩手県監査委員 中 平 均

岩手県監査委員 平 沼 健

岩手県監査委員 菊 池 武 利

岩手県監査委員 谷 地 信 子

監査委員が保有する行政文書の管理に関する規程の一部を改正する告示

監査委員が保有する行政文書の管理に関する規程（平成 11 年岩手県監査委員告示第 7 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(行政文書の管理体制) 第 3 条 岩手県監査委員事務局(以下「事務局」という。)に、行政文書に関する事務の適正な管理及び運営を図るため、文書管理者を置き、 <u>総務課長</u> をもって充てる。 2 [略] (行政文書の保存期間) 第 6 条 [略] 2・3 [略] 4 設定した保存期間の終了前に行政文書を廃棄してはならない。ただし、当該行政文書を保有する目的が失われた場合その他正当な理由がある場合において、 <u>総務課長</u> の承認を得たときは、この限りでない。 5 [略] (保存期間の延長) 第 9 条 [略] 2 前条の保存期間の延長後において、当該行政文書を保有する目的が失われた場合には、保存期間の終了前であっても、 <u>総務課長</u> の承認を得たときは、廃棄することができる。	(行政文書の管理体制) 第 3 条 岩手県監査委員事務局(以下「事務局」という。)に、行政文書に関する事務の適正な管理及び運営を図るため、文書管理者を置き、 <u>総括監査監</u> をもって充てる。 2 [略] (行政文書の保存期間) 第 6 条 [略] 2・3 [略] 4 設定した保存期間の終了前に行政文書を廃棄してはならない。ただし、当該行政文書を保有する目的が失われた場合その他正当な理由がある場合において、 <u>総括監査監</u> の承認を得たときは、この限りでない。 5 [略] (保存期間の延長) 第 9 条 [略] 2 前条の保存期間の延長後において、当該行政文書を保有する目的が失われた場合には、保存期間の終了前であっても、 <u>総括監査監</u> の承認を得たときは、廃棄することができる。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この告示は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。